

令和3年 第6回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年6回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年6月4日（金）
- 2 招集通知日 令和3年6月4日（金）
- 3 招集日時 令和3年6月16日（水）午後1時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（6名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 6名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	村上 節夫	須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	小塩江	塩田 静生
仁井田	岡部 俊男	大東	関根 久之				

9 欠席農地利用最適化推進委員 0名

10 職務のため会議場に参加した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝

11 議 案

議案第 27 号 農用地利用集積計画について

議案第 28 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見について

議案第 29 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 31 号 令和 4 年度農業施策に関する政策提案・要望事項の検討結果
報告書（案）について

報告第 20 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 21 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 22 号 農用地利用集積計画の取下願について

報告第 23 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見聴取の取下願について

12 その他

13 開 会 （午後 1 時 3 0 分）

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 3 番 安藤雅裕 農業委員と 4 番 桑名辰幸 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 （午後 2 時 2 0 分）

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事実
に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年6月17日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第6回総会

令和3年6月16日（水）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第27号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

藤田主事より1件取下願があったことを併せて説明した。

議 長 只今、説明がありました第65号から第78号までについて、質問等
ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第27号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は
挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第27号「農用地利用集積計画について」は計
画どおり議決し、決定することといたします。

次に、議案第28号「農用地利用配分計画（案）に関する意見につい
て」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

藤田主事より1件取下願があったことを併せて説明した。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第28号「農用地利用配分計画（案）に関する意見について」異
議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第28号「農用地利用配分計画（案）に関する
意見について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

(農政課職員 退席)

議長 次に、議案第 29 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第 29 号について関根推進委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 29 号について説明いたします。

譲渡人は、以前同地区に居住していた頃より譲受人の父に水田耕作を依頼しておりましたが、今回譲渡人が高齢ということから、譲受人への無償贈与に至りました。譲受人の世帯従事者は 3 名で、取得後は水田耕作を行うとのことでありました。譲受人の耕作技術も問題なく、必要な農機具も保有してあります。申請地は母畑土地改良区に加入しており水利も確保されているため、効率的な耕作に支障が無く、許可上問題ないと思われれます。委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議長 受理番号第 30 号について、吉田推進委員よろしくお願いいたします。

吉田推進委員 受理番号第 30 号について説明いたします。

6 月 12 日に小枝農業委員と聞き取り調査を行いました。譲受人は、山寺町で明日葉という植物の加工販売を営みながら、就農に従事しております。現在、明日葉は八丈島、三宅島から取り寄せていますが、今回自身で栽培して販売したいことから、農地を探していたところ、知人の紹介により申請地の購入に至りました。農地取得後は、試験的に明日葉を栽培し、成功したら本格的な営農に取り組むとのことでした。購入価格については、両者合意のもとで成立しております。譲受人も耕作の意欲がありますので、委員の皆さまのご審議をよろしく申し上げます。

議 長 受理番号第 31 号及び 32 号について、岡部推進委員よろしくお願
いたします。

岡部推進委員 受理番号第 31 号、第 32 号について説明いたします。

高橋委員と聞き取り調査をして参りました。申請がありました譲渡
人と譲受人の農地は互いの所有している農地に隣接しており、水の管
理など農作業の効率化が図られるため、お互いの合意に達したとのこ
とであります。面積も同一であるため、特に問題が無いものと思われ
ますが、委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議 長 受理番号第 33 号について安田推進委員よろしくお願いたします。

安田推進委員 受理番号第 33 号について説明いたします。

6 月 6 日に大越農業委員と譲受人の立ち合いのもと、現地調査を行
いました。現在申請地は進入路が無い状態ですが、今後申請地に隣して
道路敷設の計画があり、整備が成されれば、畑として使用したいとの
ことから、今回の申請に至ったとのことでした。売買価格は両者の合意
で決定したものであり、耕作による周辺の影響は無く、許可上特に問
題無いと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議 長 受理番号第 34 号について、村上推進委員よろしくお願いたします。

村上推進委員 受理番号第 34 号について説明いたします。

6 月 11 日、鈴木農業委員と現地調査を行いました。譲渡人と譲受人
は知人関係にあり、取得後は野菜を栽培する予定であります。耕作に必
要な農機具等も確保しております。価格については両者の話し合いで決
定したもので妥当と思われま。許可上特に問題無いと思われまが、
委員の皆さまのご審議をよろしくお願いたします。

議 長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

熊谷農業委員 受理番号 30 号について、質問いたします。

農地の取得価格についてですが、お互い合意のもとで決めた金額と
のことでしたが、農地としては極端に高い価格と思われま。価格を
決めた基準については、聞き取り調査を行わなかったのでしょうか。

小枝農業委員 価格につきましては坪単価 3 万 3 千 300 円であり、譲受人も農

地取得には高いかなと思ったとのことではありましたが、1,500㎡程度の農地が必要だったため、取得価格は高いものの、今回の申請に至ったとのことです。

議 長 この件につきましては、農地取得金額が高いものですから、事務局にも意見を伺います。

事務局 申請地の農地につきましては、事務局内においても問題となったため、申請者に確認しました。その結果、譲受人から営農について意欲があることを確認し、農地法では取得価格の上限は無いことから、今回の申請を受理したところであります。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。
(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第29号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。

次に、議案第30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員からお願いいたします。

受理番号第19号について、塩田推進委員よろしくようお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第19号について説明いたします。

6月14日に安藤農業委員、吉田農業委員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢であり後継者もないとのことから、農地は全て処分したいとの意向でありました。申請地は桑畑でありましたが、現在は休耕しており、林地状態であるため、今回の太陽光発電施設の転用に至

りました。事業終了後は速やかに原状回復するとのことです。付近の農地への影響は無く、許可上特に問題ないと思われま。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第30号「農地法第5条第1項の規定よる許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第30号「農地法第5条第1項の規定よる許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第31号「令和4年度農業政策に関する政策提案・要望事項の検討結果報告書(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、本件につきましては、6月3日に開催いたしました農政委員会の会議において、議論がなされておりますので、農政委員会委員長から経緯等についての説明をお願ひします。

松川農政委員長 只今、事務局から説明がありましたとおり、農業委員、推進委員の皆さまの意見を集約し、事務局が素案を作成したものを6月3日に行いました農政委員会会議において審議いたしました。審議した結果、議案第31号として提案することを農政委員全員一致で承認決定したものであります。委員の皆さまのご審議をよろしくお願ひします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第31号「令和4年度農業政策に関する政策提案・要望事項の検討結果報告書(案)について」異議のない農業委員は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 31 号「令和 4 年度農業政策に関する政策提案・要望事項の検討結果報告書（案）について」議決し、決定といたします。

なお、本件につきましては、福島県農業会議へ提出することといたします。

議 長 次に、報告事項に入ります。

○ 報告第 20 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 10 件です。

○ 報告第 21 号「農地改良行為工事のための届出書の受理について」1 件です。

○ 報告第 22 号「農用地利用集積計画の取下願について」1 件です。

○ 報告第 23 号 農用地利用配分計画（案）に関する意見聴取の取下願について」1 件です。

議 長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議 長 その他、皆さんから何かございませんか。

（なし）

議 長 事務局からは何かございませんか。

（なし）

議 長 他になければ、これにて令和 3 年第 6 回須賀川市農業委員会総会を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。